

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第308号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月21日（土） 06時55分ごろ	
発生場所	広島県尾道市横島北西岸沖 横田港一文字防波堤西灯台から真方位278° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 21.2′ 東経133° 15.6′)	
事故等調査の経過	平成21年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 釣船 つがる、5トン未満（長さ6.01m） 273-3062広島、個人所有 B 漁船 秀光丸、0.6トン HS3-35556（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷側中央部に破損	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が同乗して西進中、B船は、船長が1人で乗り組んで南進中、平成21年11月21日06時55分ごろ、横島北西岸沖において、両船が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 2、風向 西 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、横島北西岸沖を西進中、船長Aが、A船の右方にB船を認めたが、B船はA船の前方を通過すると思い込み、右方の見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。 B船は、南進中、船長Bが、B船の左方には他の船はいないと思い込み、GPSプロッターを見て、左方の見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、横島北西岸沖において、A船が西進中、B船が南進中、両船が見張りを行わずに航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	